

地域交流スペース設置に係る川崎市の考え方

☆地域交流スペースの位置及び備品について

地域交流スペースの位置は、一般の往来から目に入りやすい位置とし、地域住民が利用しやすい配置としてください。また、台所（一般家庭用）、専用トイレ及び専用手洗いを整備し、机及びいす（高齢者が運びやすい軽量なもの）を適当事数配備してください。

☆地域交流スペースの運用について☆

地域交流スペースは、地域包括ケアシステム構築に貢献する文字通り地域交流の場となることが求められています。そのため、地域の様々な住民が気軽に活用できるような運営が求められ、一部の住民のみの独占的な利用ⁱや特定の時期に偏った利用、事業所の会議室としてのみの活用ⁱⁱなどは適正な利用方法ではありません。また、利用料は、原則無償（光熱水費等の実費は除く）ⁱⁱⁱとし、ボランティアグループ等^{iv}による多様なサービスの提供や、ミニデイサービス、食事会、介護予防活動の拠点、子育て世帯の交流会や各障害者の集い場、事業所利用者と地域との交流の場、地域団体の会議、様々な研修会や講習会、催し物など、地域の実情に応じた交流^vを進めてください。

なお、当該スペースの具体的な取り扱いについては、運営法人が「騒音に配慮する」などの社会通念を踏まえたうえで、開設前説明会や運営推進会議等で地域住民の希望をとりながら、地域住民が利用しやすいルールを定めてください。

※ ⁱ 一部の住民のみの独占的な利用

介護保険法に基づく指定介護予防通所介護が介護予防・生活支援総合事業に移行することに伴い、サービス提供の場を確保するため、地域交流スペースの設置が必要と考えています。

この場合のサービス提供主体は地域住民グループを想定していますが、優先的にスペースを利用できるよう配慮するなど、他のグループ等と比較して特別な取扱いをすることは想定していません。

※ ⁱⁱ 施設の会議室としてのみの活用

事業所の会議室としてのみの活用は適正な利用方法ではありません。ただし、この考え方では会議室としての利用を認めないものではありません。利用希望者へのスペースの提供に支障が生じないよう管理・運営をしてください。

※ ⁱⁱⁱ 利用料

利用料は原則無償としてください。ただし、応益負担の観点から光熱水費等の実費分については、徴収可能と考えます。

※ ^{iv} ボランティアグループ等

地域交流スペースの利用は、ボランティアグループ等の団体に限定しません。個人名での利用希望があった場合も対応してください。

※ ▼ 地域の実情に応じた交流

地域交流スペースとして設置していただくため、地域住民を主体とした活動のためのスペースとして運営をしてください。（催し物等を開催する場合であっても、地域交流を目的としたものとしてください。）

なお、地域交流スペースの管理・運営業務は、申請事業者が自身で行ってください。この点について、行政からの補助金等はありません。